

主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中700日を本刑に算入する。

理 由

弁護士原田香留夫外8名の上告趣意は、判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であり、被告人本人の上告趣意は、事実誤認の主張であって、いずれも刑訴法405条の上告理由に当たらない。

また、所論にかんがみ記録を精査しても、同法411条を適用すべきものとは認められない(被告人が本件強盗殺人の犯行を行ったとした原判断は、正当として是認できる。)。

よって、同法414条、386条1項3号、平成7年法律第91号による改正前の刑法21条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 横尾和子 裁判官 深澤武久 裁判官 甲斐中辰夫 裁判官 泉徳治 裁判官 島田仁郎)